

令和元年度宮崎県マイナンバーカード普及・促進業務委託  
企画提案競技実施要領

**1 業務名**

令和元年度宮崎県マイナンバーカード普及・促進業務

**2 委託の内容**

別紙 「令和元年度宮崎県マイナンバーカード普及・促進業務」仕様書のとおり

**3 委託料**

2,623,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

**4 委託の期間**

契約締結の日から令和2年3月16日まで。

**5 委託先の選定**

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

**6 参加資格**

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目が「広告・宣伝」の者、またはこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有する者。
- (2) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に滞納がない者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

## 7 企画提案競技への参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、様式第1号「令和元年度宮崎県マイナンバーカード普及・促進業務委託企画提案競技参加申込書」を提出するものとする。また、代理人を定める場合は、様式第2号「委任状」を併せて提出すること。

- (1) 提出先：総合政策部情報政策課 ICT推進担当
- (2) 提出方法：持参又は郵送  
(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (3) 提出期限：令和元年12月12日（木）午後5時15分まで（必着）

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出先：総合政策部情報政策課 ICT推進担当
- (2) 提出方法：持参又は郵送  
(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (3) 提出期限：令和元年12月24日（火）午後5時15分まで（必着）  
(郵送の場合は締切日の消印有効)
- (4) 提出書類
  - ア 申請書（様式第5号）1部
  - イ 見積書（各委託業務の積算内容がわかるように記載すること）1部
  - ウ 会社概要（既存のもの）1部
  - エ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）1部
  - オ 提案書（様式第6号）6部
  - カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）6部

## 9 企画提案競技の実施方法

提出された企画提案書をもとに書類審査を行う。審査は、下記の点を総合的に勘案して、決定するものとする。

- ・ 企画提案内容（業務の趣旨、目的の理解、企画内容の具体性）
- ・ 実施体制
- ・ 業務実施のスケジュール
- ・ 類似業務の受託実績

## 10 選定結果の通知

令和元年12月27日（金）までに受託者決定の通知をする。

## 11 契約締結等

- (1) 選定された提案者の提出した企画提案書の内容を基に、提案者と協議を行った上で契約内容を確定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を締結する。なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。
  - (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
  - (3) 契約にあたっては、宮崎県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結時に県に納付するものとする。  
この契約保証金は、契約が支障なく履行された時は、契約期間終了後に全額返還する。
- ※過去2か年度の間に県と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金の納付が免除される場合がある。

## 12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は上記6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

## 13 その他

- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) 企画提案競技の内容に質問等がある場合は、様式第4号「質問書」を令和元年12月19日（木）午後5時までに下記の問い合わせ先に、FAX又は電子メールにより

送付すること。なお、回答は原則として質問者に個別に行うが、必要に応じて県ホームページに掲載する。

(7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

#### **14 問合せ先**

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部情報政策課 I C T 推進担当

電話:0985-26-7046

F A X : 0985-32-4452

電子メール: johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp